

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 2 条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 2 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 3 月 26 日経企第 3254 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 2456 号 (令和元年 12 月 27 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 (1) 「当社が別に定める日」を「令和 2 年 4 月 30 日」に改めます。 (2) (注)を次のように改めます。 (注) 削 除</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 2 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 2 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第1章～第14章

削除

料金表

削除

別表1～10

削除

附 則（令和2年3月26日経企第3254号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。  
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（FOMAサービスの提供に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMAサービス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）は、令和8年3月31日までの間に限り提供するものとし、提供条件は次のとおりとします。この場合において、当社はFOMAサービスの全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。  
（1）FOMAサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はFOMA特定接続以外のもの
FOMAユビキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス
FOMA位置情報	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（専ら位置の測定に関する通信を行うためのものであると当社が認めるものであって、当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービス
FOMA特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供するFOMAサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者）に限り。以下この附則において「特定接続事業者」といいます。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

- （2）FOMAサービスの通信には次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの

64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により 64kb/s 以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	(ア) パケット交換方式により 384kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (イ) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 64kb/s 以下、契約者回線への通信においては 128kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (128k 通信モード) (ウ) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 5.7Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 14Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (ハイスピードモード)
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合があります。)を行うためのもの
トランシーバ通信モード	(ア) パケット交換方式により音声その他の音響の伝送をおこなうためのもの (イ) パケット交換方式により 14Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの

(3) 請求による契約者識別番号の変更

ア F O M A 契約、F O M A コピキタス契約及び F O M A 位置情報契約 (以下この附則において「F O M A 契約等」といいます。)に係る契約者 (以下この附則において「F O M A 契約者等」といいます。)は、迷惑通信 (いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下この附則において同じとします。)又は間違い通信 (現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下この附則において同じとします。)で現に困っている場合又は M 2 M 等専用番号 (当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下この附則において同じとします。)への変更に関し、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

イ F O M A 契約者等は、アの規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属 F O M A サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

ウ イの請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている F O M A 契約者等からのものであると当社が認めた場合又は M 2 M 等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

エ 当社は、F O M A 契約者等が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者からイに規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(4) 氏名等の変更の届出

ア F O M A 契約者等は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等 (当社又は請求事業者 (9)に規定するものをいいます。)が発行する F O M A サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)若しくは電子メール (インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下この附則において同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 F O M A サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 F O M A サービス取扱所に届出がないときは、当社から F O M A 契約者等を行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

イ アの届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

ウ アの規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

(5) 名義変更

ア F O M A 契約者等は、名義変更 (氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下この附則において同じとします。)を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

イ 当社は、アの請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 名義変更により新たに F O M A 契約者等になろうとする者が、F O M A サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 名義変更により新たに F O M A 契約者等になろうとする者が、(11)に規定する預託金を預け入れないとき。

(ウ) 名義変更により新たに F O M A 契約者等になろうとする者が、(6)の規定に違反するおそれがあるとき。

(エ) 名義変更により新たに F O M A 契約者等になろうとする者と当社との間で締結している F O M A サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(オ) 名義変更により新たに F O M A 契約者等になろうとする者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 (平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等 (携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。)を貸与した当社が認めたとき。

(カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ウ 名義変更があったときは、名義変更後に F O M A 契約者等となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（(8)の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

カ アからエの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(ア) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この附則において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

(イ) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

(エ) (ウ)の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

#### (6) 契約者の義務

ア 契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要あるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(イ) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(ウ) F O M A カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(エ) 当社が貸与する F O M A カードを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(オ) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(カ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(キ) F O M A サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(ク) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。

(ケ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。

(コ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。

(サ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。

(シ) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してパケット通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行わないこと。

(ス) 電子メール（iモード電子メール及びspモード電子メールを含みます。以下この附則において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(セ) F O M A コピキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、その移動無線装置が組み込まれる機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。

(ソ) 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

(タ) (19)に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

イ 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、ア(ス)の規定に違反したものととして取り扱います。

(ア) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為

(イ) 当社が大量と認める電子メールを実在しない電子メールのアドレス（以下この附則において「メールアドレス」といいます。）へ送信する行為

(ウ) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為

(エ) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為

(オ) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為

ウ 当社は、契約者が当社と契約を締結している他の F O M A 又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、アの(ス)の規定に違反したものとして取り扱います。

エ アの(ス)、イ及びウの規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。

オ 契約者は、アの規定に違反して当社が貸与している F O M A カードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

カ 当社は、(19)に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による F O M A サービスの利用においてアからオの規定に反する事由が生じた場合、その F O M A サービスの契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

(7) 通信利用の制限

ア 当社は、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置

(イ) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

イ 当社は、アの規定によるほか、パケット定額（経企第 974 号（平成 20 年 11 月 21 日経企第 974 号）に規定するパケ・ホーダイ等、パケ・ホーダイダブル等、（平成 26 年 1 月 10 日経企第 1251 号）に規定するパケ・ホーダイ ダブル 2、（平成 28 年 9 月 16 日経企第 903 号）に規定するデータ L パック等、（平成 29 年 3 月 24 日経企第 1896 号）に規定するらくらくパック、（平成 30 年 5 月 18 日経企第 489 号）に規定するデータ S パック等、（令和元年 5 月 21 日経企第 406 号）に規定するシングルパック等又は（令和元年 9 月 24 日経企第 1605 号）に規定するパケ・ホーダイダブル等をいい、特定接続事業者の契約約款等に規定する F O M A 特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）選択している場合の F O M A サービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(イ) セッション（パケット通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下この号において同じとします。）の設定が長時間継続された当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(ウ) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

ウ 当社は、ア及びイの規定によるほか、基本使用料の料金種別が、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A データプラン（スマホ／タブ）及び F O M A データプラン（ルーター）並びに第 4 項に規定する定額データプランスタンダード 2（特定接続事業者の契約約款等に規定する F O M A 特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。）の F O M A サービスの通信（パケット通信モードに限ります。）に関して、次の措置をとることがあります。

(ア) 当社が定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(イ) 当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

(ウ) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(エ) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(オ) セッションの設定が長時間継続された当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(カ) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(キ) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

エ 当社は、アからウの規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得された当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、F O M A サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(8) 料金等の支払義務等

ア 当社が提供する F O M A サービス（F O M A 特定接続を除きます。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書の発行に関する料金とし、この約款に定めるところによります。

イ 当社が提供する F O M A サービスの工事費は、この約款に定めるところによります。

ウ 当社が提供する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、この約款に定めるところによります。

エ 当社が提供する無線 I P アクセスサービスの利用に係る料金は、無線 I P アクセス定額料とし、この約款に定めるところによります。

オ 当社が提供する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、この約款に定めるところによります。

カ 当社が提供する F O M A 特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

キ F O M A 契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する基本使用料及びユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、この約款に規定する付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料又は情報料の支払いを要します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

ク キの期間において、利用の一時中断等により F O M A サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料及び情報料（以下この附則において「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(ア) 利用の一時中断をしたときは、F O M A 契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(イ) 利用停止があったときは、F O M A 契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、F O M A 契約者等は、次の場合を除き、F O M A サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
① F O M A 契約者等の責めによらない理由により、その F O M A サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその F O M A サービスについての料金
② F O M A の電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその F O M A についての基本使用料及び付加機能使用料（(27)に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。）

ケ F O M A 契約者等、協定事業者又は当社が提供する i モードパケット・フリーサービス利用者は、次の通信について、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。）により測定した通信時間、情報量又は通信回数とこの約款の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
(ア) (イ)以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者
(イ) パケット通信モードによる通信 ① ②又は③以外のもの A 契約者回線から行った通信 B 契約者回線へ着信した通信 ② I S P 料金支払いに係る通信 （ I S P 接続通信に係る協定事業者との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信のうち、その協定事業者が相互接続協定において通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。） ③ i モードパケットフリー通信 （ i モードパケット・フリーサービス利用規約に基づき、当社が提供する i モードパケット・フリーサービスの利用者が、通信に関する料金を支払うことについて承諾したものをいいます。以下同じとします。）	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者  その通信に係る i モードパケット・フリーサービス利用者

コ 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

サ コの場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

シ 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

ス 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

セ 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

#### (9) 債権の譲渡等

ア F O M A 契約者等（当社が指定する F O M A 契約者等を除きます。以下この号において同じとします。）は、当社が F O M A サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった X i サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が別に定める第三者（以下この附則において「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、F O M A 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

イ F O M A 契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び(12)の規定に基づきその F O M A サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限り。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

ウ F O M A 契約者等は、当社がアの規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限り。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) アに規定する当社が別に定める第三者は、(17)に規定する「N T T ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

#### (10) 責任の制限

ア 当社は、F O M A サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その F O M A サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この号において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

イ アの場合において、当社は、F O M A サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその F O M A サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限り賠償します。

(ア) この約款において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料及びユニバーサルサービス料として規定する料金

(イ) この約款において通信料として規定する料金（F O M A サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

ウ イの場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、(25)の規定に準じて取り扱います。

エ 当社の故意又は重大な過失により F O M A サービスの提供をしなかったときは、アからウの規定は適用しません。

(注) イに規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、F O M A サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

#### (11) 預託金

ア 契約者又は名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、その請求の承諾に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(ア) 名義変更の承認を請求したとき。

(イ) (12)のアの(ア)又は(エ)の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

(ウ) 基本使用料の料金種別を変更したとき。

イ 預託金の額は、1 契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。

ウ 預託金については、無利息とします。

エ 当社は、F O M A 契約等の解除、名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還

します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他の F O M A 契約等に基づき支払うべき額（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）並びに当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）及び割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

#### (12) 利用停止

ア 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その F O M A サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった F O M A サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。以下この号、(15)及び(19)において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その F O M A サービスの利用を停止することがあります。

(ア) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、F O M A サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び(9)の規定により当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この号及び(18)において同じとします。）。

(イ) F O M A サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

(ウ) (4)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(エ) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の F O M A サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(オ) (6)に規定する利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。

(カ) (11)に規定する預託金を預け入れないとき。

(キ) (16)の規定に違反したとき。

(ク) 警察機関が F O M A サービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係る F O M A サービスの利用を停止する要請があったとき。

イ 当社は、アの(ア)から(カ)又はアの(ク)の規定により F O M A サービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、(オ)により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

ウ 当社は、アの(キ)の規定により F O M A サービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### (13) 契約者が行う契約の解除

ア 契約者は、F O M A サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

イ アの場合において、F O M A 契約者は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

ウ 当社は、イの規定により申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

エ アの場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づく F O M A 契約等の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注 1) 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A データプラン（スマホ/タブ）及び F O M A データプラン（ルーター）並びに第 4 項に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプラン 128 K に係る F O M A 契約者は、イに規定する申出を行うことができません。

(注 2) エに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

#### (14) 当社が行う契約の解除

ア 当社は、(12)の規定により F O M A サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

イ 当社は、契約者が(12)の(ア)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、アの規定にかかわらず、F O M A サービスの利用停止をしなくてもその契約を解除することがあります。

ウ 当社は、契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約を解除するものとします。



エ 当社は、アからウの規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

オ 当社は、アからエの規定によるほか、契約者又は(19)に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その契約に係る F O M A サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

#### (15)電気通信事業者への情報の通知

ア 契約者は、(13)又は(14)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合（(9)の規定により、当社が F O M A サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、P H S 事業者及び B W A 事業者（ B W A アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

イ アの規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。  
(ア) (14)の規定により当社がその F O M A 契約を解除したとき（(6)のイ又はウの規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）

(イ) (12)のアの規定により F O M A の利用を停止されたとき（(6)のイ若しくはウ又は(16)の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります）。

ウ ア及びイの規定によるほか、契約者は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

エ アからウの規定によるほか、契約者は、電子メール又はショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その電子メール又は文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール又は文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（(6)のアの(ス)及び(6)のイに相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール又は文字メッセージの受信時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール又は文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することあらかじめ同意するものとします。

(注) ア、イ及びエに規定する当社が別に定める電気通信事業者は、(17)に規定する「N T T コム プライバシーポリシー」に定めるところによります。

#### (16)契約者確認

ア 当社は、携帯電話不正利用防止法第 8 条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下この号において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

イ 当社は、アの規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

ウ 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

(17)当社は、F O M A 契約者等に係る個人情報の取り扱いについて、別途「N T T コム プライバシーポリシー」において公表します。

#### (18)回収代行等の承諾等

ア F O M A 契約者等は、有料情報サービス（F O M A サービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下この附則において同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

イ アの規定によるほか、(27)に規定する s p モード機能の提供を受けている F O M A 契約者等は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその F O M A 契約者等に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

ウ F O M A 契約者等は、当社が別に定めるところにより、暗証番号を使用して、アに規定する有料情報サービスを利用することができます。

エ F O M A 契約者等は、次のいずれかに該当する場合は、ア及びウの規定にかかわらず、有料情報サービスを利用することができない場合があります。

- (ア) 支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがないとき。
- (イ) 有料情報サービスの料金の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。）が、限度額（有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。）を超えたことを当社が確認したとき。
- オ 当社は、アの規定により回収する又はイの規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線の F O M A 契約者等に、F O M A サービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。
- カ F O M A 契約者等は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合において、その有料情報サービスに係る情報提供者からの請求に基づき F O M A 契約者等の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- キ ア又はイの場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。
- ク 当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- ケ F O M A 契約者等（iモード機能又は(27)に規定する sp モード機能の提供を受けている者に限るものとします。）は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い（商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、F O M A を利用してその商品等を販売又は提供する者との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。）を利用することができます。
- (注) ケに規定する当社が別に定めるところは、「d 払い/ドコモ払いご利用規約」又は「d 払い(iD)利用規約」に定めるところによります。

#### (19) 利用者登録

- ア F O M A 契約者及び F O M A コピキタス契約者（当社が別に定める者を除きます。以下この号において「対象契約者」といいます。）は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。
- イ 対象契約者は、その F O M A 契約者等以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。
- ウ アの規定にかかわらず、その F O M A 及び F O M A コピキタスの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、利用者登録を行うことができません。
- エ F O M A 契約者等は、当社が F O M A サービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、その F O M A サービスに係る契約者回線へ送信する場合において、利用者登録の有無にかかわらず、F O M A サービスに係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合があることあらかじめ同意するものとします。
- オ エの規定によるほか、対象契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この号において同じとします。）からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- カ 対象契約者は、その対象契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は対象契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。
- (ア) 対象契約者からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。
- (イ) その F O M A 及び F O M A コピキタスに係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、基本使用料の料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止その他の F O M A 契約又は F O M A コピキタス契約に係る請求は、対象契約者の申出により行うこと。
- (ウ) 対象契約者が、その F O M A サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、(12)の規定に基づき F O M A サービスの利用を停止されることがあること、又は(14)の規定に基づき F O M A サービスに係る契約を解除されることがあること。
- (エ) 登録利用者の変更を行った場合において、F O M A サービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者利用に係るものと変更後の登録利用者利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。
- (オ) 法人からの請求に基づき、アの規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。
- キ 対象契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属 F O M A サービス取扱所に申し出ていただきます。
- ク 当社は、対象契約者から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、アからカの規定を適用します。
- ケ 当社は、対象契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、利用者登録が行われている F O M A 及び F O M A コピキタスについて名義変更があったときは、登録利用者の登録を削除します。
- (20) 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、(9)の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。）の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の

遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(21) 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により F O M A サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する F O M A 契約者等を確認し、当社が定める方法により当該 F O M A 契約者等へ注意喚起を行うことがあります。

(22) 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その債務を負いません。

(23) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

ア 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

イ 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(24) 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、F O M A サービスの一部を廃止することがあります。この場合において、当社は F O M A サービスの一部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(25) F O M A サービスの料金の計算方法等

ア 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ア) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能、無線 I P アクセスサービス若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(イ) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能、無線 I P アクセスサービス若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(ウ) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能、無線 I P アクセスサービス若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能、無線 I P アクセスサービス若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(エ) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(オ) (8)のイの(ウ)の表の規定に該当するとき。

イ アの規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、(8)のイの(ウ)の表の①欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

ウ 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

エ ウの規定にかかわらず、基本使用料、付加機能使用料及び通信料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

(ア) 基本使用料の減額適用及び割引適用に係る計算において、その計算結果に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(イ) 付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用、控除可能額の日割及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

オ F O M A 契約者等は、料金及び工事費について、クに規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、F O M A 契約者等は、その料金及び工事費（(9)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する F O M A サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

カ 当社は、F O M A 契約者等に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、F O M A 契約者等は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、F O M A 契約者等から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

キ 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

ク 当社は、当社に特別な事情がある場合は、F O M A 契約者等の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ケ 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下このケにおいて「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下このケにおいて「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サ

ービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下このケにおいて「5 G 契約者等」といいます。）に対し、その 5 G 契約者等が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 G サービス、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(26) 手続きに関する料金等

ア 手続きに関する料金

(ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手 数 料 の 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
カード発行手数料	1 枚ごとに	2,000 円 (2,200 円)
名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
登録等手数料	1 端末設備等ごとに	2,000 円 (2,200 円)
その他の手数料		別に算定する実費

(イ) 名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に身体障がい者等割引（この約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(ウ) 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(エ) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料は、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(オ) F O M A 契約者及び F O M A コピキタス契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けている場合若しくはその適用を受けることとなった場合の登録等手数料については、(ア)の規定にかかわらず、適用しません。

(カ) 1 の契約又は 1 の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(ア)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

(注) (カ)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(キ) 当社は、(ア)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

イ 番号案内料等に関する料金

(ア) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、相互接続番号案内の利用に係る番号案内料及び番号案内接続通信料（以下このイにおいて「番号案内料等」といいます。）は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200 円 (税込額 220 円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

(イ) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その F O M A の契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内料等については、(ア)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(ウ) (イ)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

ウ 料金明細内訳書等の発行手数料は次表に規定する額を適用します。

1 契約について 1 通ごとに

区 分	単 位	手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
発行手数料	料金明細内訳書の発行に係るもの	100円 ( 110円)
	支払証明書の発行に係るもの	400円 ( 440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 ( 440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 ( 330円)

(注1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料 (実費) が必要な場合があります。

(注2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

エ 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料は次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	手 数 料 の 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1 契約について 1 分割送付ごとに	150円 ( 165円)
用途別集計に係る手数料	1 契約について 1 集計ごとに	100円 ( 110円)

オ ユニバーサルサービス料

(ア) ユニバーサルサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに 2円 ( 2.2円)
	加算額	1 追加番号ごとに 2円 ( 2.2円)

(イ) (27)に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて(ア)に規定する加算額を適用します。

(ウ) F O M A ユビキタスにおいて契約者識別番号がM 2 M等専用番号であると当社が認めるときは、(ア)の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(27)付加機能使用料

ア 付加機能使用料は、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
通話中着信機能 (キャッチホン)	1 契約ごとに	200円 ( 220円)
留守番電話及び不在案内機能	1 契約ごとに	300円 ( 330円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー)	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域をF O M A 及びX i の1の営業区域に係る地区内とした場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに 28,000円) (30,800円)

	上記以外のもの	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	36,000円) (39,600円)	
	iモード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)	1 契約ごとに	100円 ( 110円)	
	iモード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)	1 契約ごとに	200円 ( 220円)	
	グループ機能	1 契約ごとに	150円 ( 165円)	
	呼出音選択機能 (メロディコール)	1 契約ごとに	100円 ( 110円)	
moperaU機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	(1) スタンダードプラン 500円 ( 550円) (2) ライトプラン 300円 ( 330円) (3) スーパーライトプラン 150円 ( 165円)	
	追加機能	メールウイルスチェック機能	加算額 (1 メールアドレスごとに)	150円 ( 165円)
		IP 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300円 ( 330円) (2) タイプ2 500円 ( 550円)
		メール着信通知機能	加算額 (1 通知ごとに)	3円 ( 3.3円)
複数番号機能 (マルチナンバー)		1 追加番号ごとに	500円 ( 550円)	
即時接続機能		1 契約ごとに	100円 ( 110円)	
位置情報通知機能		1 位置情報送出ごとに	3円 ( 3.3円)	
位置情報受信機能	タイプ1 (イマドコサーチ)	1 契約ごとに	200円 ( 220円)	
		1 位置情報蓄積ごとに	5円 ( 5.5円)	
	タイプ2 (イマドコかんたんサーチ)	1 位置情報蓄積ごとに	10円 ( 11円)	
iモードケータイデータお預かり機能	基本機能	1 契約ごとに	100円 ( 110円)	
	機能追加	容量拡張機能	1 契約ごとに	100円 ( 110円)
ビジネスmoperaインターネット機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	300円 ( 330円)	
	機能追加	IP 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300円 ( 330円) (2) タイプ2 500円 ( 550円)
情報自動受信機能 (i コンシェル)		1 契約ごとに	100円 ( 110円)	
画像情報蓄積機能 (お便りフォトサービス)	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	200円 ( 220円)	
	機能追加	一括管理機能	加算額 (1 契約ごとに)	300円 ( 330円)
spモード機能		1 契約ごとに	300円 ( 330円)	
ビジネスmoperaテレメトリ機能		1 契約ごとに	100円 ( 110円)	

通話録音機能		基本額（1契約ごとに）	500円（ 550円）
		加算額（1通話録音グループごとに）	500円（ 550円）
パケットトランシーバ機能		1契約ごとに	2,300円（ 2,530円）
かんたん位置情報機能		1契約ごとに	200円（ 220円）
遠隔管理機能 （あんしんマネージャー）	基本機能	基本額（1契約ごとに）	250円（ 275円）
		基本額（1契約ごとに）	250円（ 275円）
		基本額（1契約ごとに）	400円（ 440円）
		基本額（1契約ごとに）	250円（ 275円）
自動着信転送機能（転送でんわ）		1契約ごとに	—
迷惑電話おこわり機能（迷惑電話ストップサービス）		1契約ごとに	—
接続先限定機能		1契約ごとに	—
国際ローミング機能		1契約ごとに	—
番号変換機能（FOMAオフィスリンク）		1契約ごとに	—
はなして翻訳機能		1契約ごとに	—

イ 当社は、アに規定する付加機能（画像情報蓄積機能、ビジネス mopera テレメトリ機能及びかんたん位置情報機能を除きます。）に係る利用の請求があったときは、(ア)から(ウ)の規定によるほか、改正前の規定によりその付加機能を提供します。

(ア) moperaU 機能に係る付加機能使用料の適用の区分には、スタンダードプラン、ライトプラン及びスーパーライトプランがあり、契約者はあらかじめいずれかの区分を選択していただけます。

ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランの契約者はライトプランを選択することができません。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、スーパーライトプランについては、基本使用料の料金種別が定額データプラン 128Kの契約者に限り選択することができます。

(ウ) ライトプランに係る moperaU 機能の付加機能使用料については、当該機能の利用のために当社が設置した電気通信設備への接続の開始があった場合に限り、その接続を開始した時刻の属する当該暦月において、アに規定する額を適用します。この場合における通信の時刻は、当社の機器により測定します。

ウ ライトプランに係る moperaU 機能、i モード電子メール転送機能及びかんたん位置情報機能に係る付加機能使用料については、(25)の規定にかかわらず、日割しませんが、

エ 付加機能使用料の減額適用については、次のとおりとします。

(ア) 1のFOMAについて、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から200円（月額）を減額して適用します。

(イ) 1のFOMA及びFOMAユビキタスについて、グループ機能及び moperaU 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）に係る付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の合計額から100円（月額）を減額して適用します。

(ウ) 1のFOMA及びFOMAユビキタスについて、moperaU 機能（基本機能に係るものに限り、スーパーライトプランに係る

ものを除きます。)、ビジネス mopera インターネット機能(基本機能に係るものに限ります。)及び sp モード機能に係る付加機能使用料並びに経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定する i モード機能に係る付加機能使用料のうち、2 以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、オに規定する適用を受ける場合を除き、アに規定する付加機能使用料の額からそれぞれ 150 円(月額)を減額して適用します。

(工) パケットトランシーバ機能に係る付加機能使用料を受けている F O M A コピキタスについて、当社が指定する事業所において当社が定める端末設備(当社が定めるものに限ります。以下同じとします。)を F O M A コピキタス契約者又はその関係者が当社が別に定める方法により購入したときは、アに規定する付加機能使用料の額から 800 円(月額)を減額して適用します。

(オ) (工)に規定する減額は、その購入があった当社が確認した日を含む料金月から適用します。

(カ) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、それに該当すると当社が確認した日をもって(工)に規定する減額適用を廃止します。

- ① F O M A コピキタス契約の解除があったとき。
- ② パケットトランシーバ機能の廃止があったとき。
- ③ F O M A サービス取扱所において当社が定める端末設備を F O M A コピキタス契約者又はその関係者が当社が定める方法により購入((工)に規定する方法で購入したときを除きます。)したとき。

(キ) (25)の規定により付加機能使用料を日割するときは、(ア)から(工)に規定する額を日割して適用します。

オ 身体障がい者等割引の適用を受けている F O M A 及び F O M A コピキタスに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、i モード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能、ビジネス mopera テレメトリ機能及び遠隔管理機能に係る付加機能使用料、F O M A 位置情報受信機能における 1 位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における 1 通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、アに規定する額からその額に 0.60 を乗じて得た額を差し引いて適用します。

カ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、アに規定する各々の付加機能について、付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を変更又は廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を F O M A 契約者等へ周知します。

キ 当社は、カの規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことにより F O M A 契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(28)列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用は次のとおりとします。

料 金 種 別		料 金 額			
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円)			
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・ 早朝
X i 通信料	X i への通信				

(注 1) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。

(注 2) 昼間、夜間及び深夜・早朝並びに土曜日・日曜日・祝日は次の通りとします。

ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。

ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

九 分	時 間 帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前 8 時から午後 11 時までの間



(29)情報料

ア 情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
i チャンネル	150円 ( 165円)
i Bodymo	150円 ( 165円)
画像情報提供サービス	-
地図情報等提供サービス	-

イ 当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

ウ 身体障がい者等割引の適用を受けている F O M A に係る情報料については、アに規定する料金額に 0.60 を乗じて得た額を差し引いて適用します。

エ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を F O M A 契約者等へ周知します。

オ 当社は、エの規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことにより F O M A 契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(30)無線 I P アクセス定額料

ア 無線 I P アクセスサービスに係る無線 I P アクセス定額料は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
無線 I P アクセス定額料 (W L A N アクセス利用料)	300円 ( 330円)

イ 当社は、(27)に規定する moperaU 機能 (ライトプランに係るものを除きます。以下この号において同じとします。)、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けている F O M A 契約者及び F O M A ユビキタス契約者から、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。)に係る利用の請求があったときは、改正前の規定により無線 I P アクセスサービスを提供します。

ウ 1 の F O M A 又は F O M A ユビキタスについて、無線 I P アクセスサービスの提供を最初に受けることとなったときは、無線 I P アクセス定額料について、その日から起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、アに規定する額から減額して適用します。

エ 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を F O M A 契約者等へ周知します。

オ 当社は、エの規定により、無線 I P アクセスサービスの一部又は全部を廃止したことにより F O M A 契約者等に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(31) F O M A 契約者等は、国際アウトローミングを利用したときは、当社が別に定めるところにより国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

(32) (1)から(31)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(データプラン S S 等に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータプラン S S、データプラン S、データプラン M、データプラン L、データプラン L L、定額データプランスタンダード 2 及び定額データプラン 128 K (以下この附則において「データプラン S S 等」といいます。)の F O M A (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) データプラン S S 等 (定額データプランスタンダード 2 及び定額データプラン 128 K を除きます。)の F O M A に係る通信の種類

は、64kb/s デジタル通信モード、パケット通信モード（128k 通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプランスタンダード 2 の F O M A に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、定額データプラン 128 K の F O M A に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モードに限ります。）及びショートメッセージ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア 定額データプランスタンダード 2 及び定額データプラン 128 K に係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ 当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

ウ イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 当社は、あらかじめ規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(3) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)	
F O M A	パリュープラン	データプラン S S	1,100 円 ( 1,210 円)
		データプラン S	2,200 円 ( 2,420 円)
		データプラン M	4,500 円 ( 4,950 円)
		データプラン L	6,700 円 ( 7,370 円)
		データプラン L L	13,200 円 (14,520 円)
		定額データプランスタンダード 2	3,334 円(3,667.4 円)
		定額データプラン 128 K	3,010 円 ( 3,311 円)
		パリュープラン以外のもの	
	データプラン S S	1,800 円 ( 1,980 円)	
	データプラン S	2,900 円 ( 3,190 円)	
	データプラン M	5,200 円 ( 5,720 円)	
	データプラン L	7,400 円 ( 8,140 円)	
	データプラン L L	13,900 円 (15,290 円)	
	定額データプランスタンダード 2	4,034 円(4,437.4 円)	
定額データプラン 128 K	3,710 円 ( 4,081 円)		

イ アに規定する基本使用料の料金種別の選択については、次に定めるところによります。

(ア) パリュープランの選択については、タイプ S S 等の F O M A（企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の場合に準ずるものとします。

(イ) 定期契約を締結しているときは、定額データプランスタンダード 2 又は定額データプラン 128 K に限り選択することができます。

(イ) 定額データプラン 128 K に係る基本使用料については、前項第 25 号の規定にかかわらず、日割しません。

(イ) 同一暦月内においてパリュープランに係る定額データプラン 128 K 及びパリュープラン以外のものに係る定額データプラン 128 K の両方の選択があったときは、当該暦月におけるパリュープランに係る定額データプラン 128 K に関する基本使用料の支払いを要しません。

ウ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによります。

(ア) 定期契約に係る定額データプランスタンダード2又は定額データプラン 128 Kデータ専用プランのF O M Aの基本使用料の減額適用は次表に定めるとおりとします。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別		割引額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	定額データプランスタンダード2	953 円 ( 1,048.3 円)
	定額データプラン 128 K	1,505 円 (1,655.5 円)

(イ) 前項第 25 号の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ データプラン S S 等の F O M A に係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い (e ビリング) を受けている場合の基本使用料の減額及び及び身体障がい者等割引 (ハート割引) の適用並びにデータプラン S S 等 (定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 K を除きます。) の F O M A に係る複数回線複合割引 (ファミリー割引) 及び定期包括割引 (ビジネスセーバー) については、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします。

オ データプラン S S 等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに 5 G ギガホ又は 5 G ギガライト (当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。) に係る 5 G 契約 (5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) 又はギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 (当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。) に係る X i 契約 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) を締結したときは、その 5 G 契約又は X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその 5 G 契約又は X i 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

カ データプラン S S 等の F O M A において、前項第 2 号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の前項第 8 号に規定する支払いを要しない料金及び前項第 10 号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の(ア)及び(イ)に規定する額とみなします。

(ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
64kb/sデジタル通信モード	200円 ( 220円)
パケット通信モード	その F O M A の基本使用料から210円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円 (11円)

(イ) 定額データプランスタンダード2及び定額データプラン 128 Kに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
パケット通信モード	その F O M A の基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円 (11円)

(4) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A デジタル通信料	F O M A からの通信	30円 (33円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	①に規定する料金額と同額

b FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	8.5秒

B KDDI株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	Aのaに規定する料金額と同額

(イ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
FOMA パケット通 信料	データプランS	
	累計課金対象パケット数	
	600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円 (0.11円)
	600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円 (0.055円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円 (0.022円)
	データプランS	
	累計課金対象パケット数	
	2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円 (0.055円)
	2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円 (0.022円)
	データプランM	0.02円 (0.022円)
データプランL	0.015円 (0.0165円)	

データプランL	0.012円 (0.0132円)
定額データプランスタンダード2	0.03円 (0.033円)
定額データプラン128K	0.05円 (0.055円)

② I S P料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象バケットごとに

料金種別	区分	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAバケット通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となるI S P接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(ウ) ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプS S等のFOMAの場合に準じるものとします。

イ データプランS S等のFOMAにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) データプランS S等(データプランS S、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。)のFOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下このイにおいて同じとします。)については、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。)から次表に規定する控除可能額と(イ)に規定するバケット繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とバケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
データプランS	5,000円
データプランM	9,000円
データプランL	18,000円
データプランL L	30,000円

(イ) この附則においてバケット繰越額とは、(ア)のただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額(当該料金月において控除可能なバケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のデータプランS S等(データプランS S、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。)のバケット通信モードに係る月間累計額から控除します。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータプランS S等(データプランS S、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。)から定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じたバケット繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータプランS S等(データプランS S、定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。)を選択している場合は、この限りではありません。

(エ) 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「5,000円」を「5,000円を日割した額」に、「9,000円」を「9,000円を日割した額」に、「18,000円」を「18,000円を日割した額」に、「30,000円」を「30,000円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

ウ 定額データプラン128KのFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信(当社が指定する端末設備を利用して、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったバケット通信モードによる通信とします。以下エ及びキにおいて同じとします。)については、アの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

エ 定額データプランスタンダード2のFOMAサービスの契約者回線から行った定額対象通信に係る料金については、アの規定により算定した額の月間累計額から2,381円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が2,381円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

オ エの規定により算定した額が5,966円を超える場合は、エの規定にかかわらず、5,966円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、定期契約を締結している場合又は身体障がい者等割引の適用を受けている場合であって、エの規定により算定した額が3,319円を超えるときは、エの規定にかかわらず、3,319円を超える部分の料金の支払いを要しません。

カ 前項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、エに規定する2,381円をその利用日数に応じて日割するものとし、「2,381円」を「2,381円を日割した額」にそれぞれ読み替えて適用します。

キ 定額データプランスタンダード2又は定額データプラン128Kを選択している場合のA及びBの適用については、定額対象通信に関する料金を除いた月間累計額から控除可能額及びバケット繰越額を控除します。

ク データプランSS等（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）のFOMAに係る複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用、定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用及び付加機能の利用等に係る通信の料金の適用については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(5) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約に係るもの	9,500円（10,450円）

イ 契約者は、次のいずれかに該当するときは、アの規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。

(イ) 契約者又は登録利用者等（(19)に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係るFOMAサービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。）の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。

(ウ) 定期契約の解除と同時に新たに5G契約サービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結し、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

ウ イの規定によるほか、当社は、定期契約を締結している者が、その定期契約の解除と同時に新たに5G契約又はXi契約を締結するとき（イの規定に該当するときは除きます。）は、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。

エ ウの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。

(ア) その留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。

(イ) その5G契約若しくはXi契約を締結した者又はその5G契約若しくはXi契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその5G契約又はXi契約の解除があったとき。

(ウ) その5G契約を締結した5G契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はその5G契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款若しくはXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(エ) そのXi契約を締結したXi契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はそのXi契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款若しくはXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

オ ウの場合において、5G契約者又はXi契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、イからエのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。

(ア) その5G契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款に規定する定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はその5G契約の解除と同時に新たにXi契約を締結するときを除きます。）。

(イ) そのXi契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はそのXi契約の解除と同時に新たに5G契約を締結するときを除きます。）。

カ 契約者は、FOMA契約を解除した後もイからオの規定の適用を受けるものとします。

(6) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプSS等の

F O M A の場合に準じるものとします。

- (7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。  
 ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているデータプラン S S 等の F O M A に係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その F O M A に係る料金等から 20 円を減額します。  
 ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。  
 イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。
- (8) 基本使用料の料金種別の変更は、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等への変更又はデータプラン S S 等相互間の変更に限り行うことができます。
- (9) データプラン S S 等の F O M A に係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします。
- (10) 新たにデータプラン S S 等に係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (11) (1) から (10) 以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- (キッズケータイプラン 2 に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプラン 2 の F O M A （改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) 基本使用料  
 ア 基本使用料については、次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン 2	500 円（550 円）

イ アに規定する基本使用料については、第 3 項第 25 号の規定にかかわらず、日割しません。  
 ウ キッズケータイプラン 2 に係る F O M A 契約の解除と同時に新たにキッズケータイプラン 2（当社が別に定めるものをいいます。）に係る X i 契約又は 5 G ギガホ若しくは 5 G ギガライト（当社が別に定めるものをいいます。）に係る 5 G 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその 5 G 契約又は X i 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

- (2) 通信料  
 ア 通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

- (ア) 通話モードに係るもの  
 ① ②以外のもの  
 A B 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A 通信料	F O M A からの通信	20円（22円）

- B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの  
 a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第 1 種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
F O M A 通信料	F O M A からの通信	A に規定する料金額と同額

- b a 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A 通信料	F O M A からの通信	50円（55円）

- ② 相互接続通信に係るもの  
 A B 以外のもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
F O M A 通 信 料	F O M A からの通信	①のAに規定する料金額と同額

b F O M Aサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)
F O M A 通 信 料	F O M A への通信	30秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
F O M A 通 信 料	F O M A への通信	15.5秒

B K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うK D D I 株式会社その他相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、K D D I 株式会社の契約約款の規定により算定したその他相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
F O M A 通 信 料	F O M A からの通信	Aのaに規定する料金額と同額

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A デジタル通信料	F O M A からの通信	20円 (22円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a b以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
F O M A デジタル通信料	F O M A からの通信	①に規定する料金額と同額

b F O M Aサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)
F O M A デジタル通信料	F O M A への通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
F O M A デジタル通信料	F O M A への通信	8.5秒

B K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通



信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	Aのaに規定する料金額と同額

(ウ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	0.08円 (0.088円)

② ISP料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	区 分	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となるISP接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるタイプSS等に係るFOMAの場合に準じるものとします。

(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、第3項の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	3,000円 (3,300円)

(6) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、第3項の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約について1通ごとに

区 分	手数料の額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150円 (165円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100円 (110円)

イ 請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のとおりとします

(7) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません

(8) FOMA契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(9) 新たにキッズケータイプラン2に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(コピキtasプランS等に係る経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているコピキtasプランS、コピキtasプランM、お便りフォトプランフラット及びトランシーバプラン（以下この附則において「コピキtasプランS等」といいます。）のFOMAコピキtas（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) コピキtasプランS等（コピキtasプランS及びコピキtasプランMに限ります。）のFOMAコピキtasに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、お便りフォトプランフラットのFOMAコピキtasに係る通信の種類はパケット通信モード（128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。）に、トランシーバプランのFOMAコピキtasに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。

(2) 定期契約の満了

ア お便りフォトプランフラット及びトランシーバプランに係るFOMAコピキtas定期契約は、当社がそのFOMAコピキtas定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区 分	期間
FOMAコピキtas定期契約	2年

イ 当社は、FOMAコピキtas定期契約について、その契約の満了日の翌日にFOMAコピキtas定期契約定期契約を更新します。

ウ イの規定により更新されたFOMAコピキtas定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 当社は、あらかじめ規定するFOMAコピキtas定期契約の満了について、当該FOMAコピキtas定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該FOMAコピキtas定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(3) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
FOMAコピキtas	コピキtasプランS	800円 ( 880円)
	コピキtasプランM	1,600円 (1,760円)
	お便りフォトプランフラット	1,000円 (1,100円)
	トランシーバプラン	1,400円 (1,540円)

イ お便りフォトプランフラットに係る基本使用料については、第3項第25号の規定にかかわらず、日割しませんが、

ウ FOMAコピキtas定期契約の基本使用料の減額適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) FOMAコピキtasがお便りフォトプランフラット又はトランシーバプランに係るFOMAコピキtas定期契約に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別		割 引 額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
FOMAコピキtas	お便りフォトプランフラット	500円 ( 550円)
	トランシーバプラン	700円 ( 770円)

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

エ コピキtas定期複数契約割引（コピキtasプラン割引）の適用については、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) X i コピキtas（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）及びFOMAコピキtasに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この(ア)において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この(ア)において同じとします。）している場合において、その一括請求に係るX i コピキtas（基本使用料の料金

種別がLTEユビキタスプランS、LTEユビキタスプランM、LTEユビキタスプランS（高速オプション）、LTEユビキタスプランM（高速オプション）又はLTEユビキタスフラットに係るものに限り、以下この工において同じとします。）及びFOMAユビキタス（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS又はユビキタスプランMに係るものに限り、以下この工において同じとします。）の契約者識別番号の数及び及びあらかじめ申出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るFOMAユビキタスの基本使用料について、次表に規定する額を割引します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別		基本使用料の割引額（月額）		
基本使用料の料金種別	割引選択期間	一括請求に係るX i ユビキタス及びFOMAユビキタスの数		
		99 まで	100 以上 999 まで	1000 以上
ユビキタスプランS	1 年	100 円	150 円	200 円
	3 年	200 円	250 円	300 円
	5 年	300 円	350 円	400 円
ユビキタスプランM	1 年	100 円	200 円	300 円
	3 年	250 円	350 円	450 円
	5 年	400 円	500 円	600 円

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するとき、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

(ウ) ユビキタス定期複数契約割引（以下この工において「本割引」といいます。）の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべてのX i ユビキタス及びFOMAユビキタスについて本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i ユビキタス及びFOMAユビキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。

割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間	支払いを要する額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
12か月まで	2,000円 (2,200円)
12か月を超え36か月まで	3,000円 (3,300円)
36か月を超え60か月まで	4,000円 (4,400円)

(エ) 本割引の適用を受けている契約者は、一括請求に係るFOMAユビキタスの数が、前暦月の割引額の算定に係るFOMAユビキタスの数から減少した場合は、その減少したFOMAユビキタスの数1ごとに(ウ)の表に規定する額の支払いを要します。この場合において、「割引の適用が廃止となった暦月」を「一括請求に係るFOMAユビキタスの数が減少した暦月」に読み替えて適用します。

ただし、その減少したFOMAユビキタスの数が当社の定める数以内の場合はこの限りではありません。

(オ) (ウ)及び(エ)の規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月であるとき又はFOMAユビキタスの契約の解除と同時にX i ユビキタス定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるときは、(ウ)の表に規定する額の支払いを要しません。

オ ユビキタスプランS等のFOMAユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の取扱い（eビリング）を受けている場合の基本使用料の減額及びお便りフォトプランフラットのFOMAユビキタスに係る身体障がい者等割引（ハートイ割引）の適用については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

カ ユビキタスプランS等（ユビキタスプランS及びユビキタスプランMに限り、以下この工において「本割引」といいます。）のFOMAユビキタスにおいて、第3項第2号に規定する通信の種類のうち次表に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第3項第8号に規定する支払いを要しない料金及び第3項第10号に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次表に規定する額とみなします。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
-----	-------------

	次の税抜額（かつこ内は税込額）
パケット通信モード	そのFOMAコピキタスの基本使用料から10円を控除した額
ショートメッセージ通信モード	10円（11円）

(4) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) パケット通信モードに係るもの

- ① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	コピキタスプランS	0.15円（0.165円）
	コピキタスプランM	0.12円（0.132円）
	お便りフォトプランフラット	—

- ② I S P 料金支払いに係る通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	区 分	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMAパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円（0.132円）
	その通信の相手先となるI S P 接続通信に係る協定事業者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円（0.0132円）

(イ) ショートメッセージ通信モードに係るものは改正後のタイプS S等のFOMAの場合に準じるものとします。

(ウ) トランシーバ通信モードに係るもの

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
FOMAトランシーバ通信料	トランシーバプラン	0.02円（0.022円）

イ コピキタスプランS等のFOMAコピキタスにおける通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) コピキタスプランS及びコピキタスプランMのFOMAコピキタスのパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、アの(ア)の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
コピキタスプランS	120円
コピキタスプランM	960円

(イ) 第3項第25号の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「120円」を「120円を日割した額」に、「960円」を「960円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(ウ) トランシーバプランのFOMAコピキタスの契約者回線から行ったパケット通信モードに係る通信に関する料金については、当

社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（同一契約者に限ります。）している2以上のFOMAコピキタス（トランシーバプランに係るものに限ります。以下この(ウ)において「一括請求グループ」といいます。）のAの(A)の規定により算定した月間累計額から一括請求グループが保有する次表に規定する控除可能額の合計額を控除します。  
ただし、料金の月間累計額が控除可能の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
トランシーバプラン	8,000 円

(5) FOMAコピキタス定期契約に係る解約金

ア FOMAコピキタス定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMAコピキタス定期契約に係るもの	9,500円 (10,450円)

イ FOMAコピキタス定期契約者は、次のいずれかに該当するときは、Aの規定にかかわらずそのFOMAコピキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 更新期間（FOMAコピキタス定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日からFOMAコピキタス定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。）において、そのFOMAコピキタス定期契約の解除に係る申出があったとき。

(イ) 契約者又は登録利用者等（第3項第19号に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係るFOMAサービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この(ア)において同じとします。）の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。

(ウ) FOMAコピキタス定期契約の解除と同時に新たに5G契約サービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結し、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

ウ イの規定によるほか、当社は、FOMAコピキタス定期契約を締結している者が、そのFOMAコピキタス定期契約の解除と同時に新たに5G契約又はXi契約を締結するとき(イの規定に該当するときは除きます。)、Aの規定にかかわらず、そのFOMAコピキタス定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。

エ ウの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。

(ア) その留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。

(イ) その5G契約若しくはXi契約を締結した者又はその5G契約若しくはXi契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその5G契約又はXi契約の解除があったとき。

(ウ) その5G契約を締結した5G契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はその5G契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款若しくはXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(エ) そのXi契約を締結したXi契約者が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はそのXi契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款若しくはXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

オ ウの場合において、5G契約者又はXi契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、イからエのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。

(ア) その5G契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款に規定する定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たに5Gサービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はその5G契約の解除と同時に新たにXi契約を締結するときを除きます。）。

(イ) そのXi契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結するとき、又はそのXi契約の解除と同時に新たに5G契約を締結するときを除きます。）。

カ 契約者は、FOMAコピキタス契約を解除した後もイからエの規定の適用を受けるものとします。

(6) 請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているコピキタスプランS等のFOMAコピキタスに係る料金等が、当社が

別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAコピキタスに係る料金等から20円を減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、なお従前のとおりとします。

- (8) 基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (9) コピキタスプランS等のFOMAコピキタスに係る契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。
- (10) 新たにコピキタスプランS等に係るFOMAコピキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (11) (1)から(10)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(FOMA位置情報に係る経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMA位置情報（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに限ります。
- (2) 基本使用料は、次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
FOMA位置情報	位置情報専用プラン	450 円 (495 円)

(3) FOMA位置情報のショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(4) 請求書等の発行に関する料金については、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(5) FOMA位置情報契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額その他の提供条件については、タイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(6) 新たにFOMA位置情報契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(FOMA特定接続に係る経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているFOMA特定接続（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は、次のとおりとします。

(1) FOMA特定接続に係る通信の種類は、パケット通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。

(2) 当社が提供するFOMA特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

(3) 当社は、第3項第14号の規定によるほか、FOMA特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのFOMA特定接続契約を解除します。

(4) 新たにFOMA特定接続契約を締結する申込みを行うことはできません。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則（令和2年3月26日経企第3254号） この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第8章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則（令和2年3月26日経企第3254号） この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>



# グロ－バル衛星通信サービス契約約款の一部改正

[ 改正 ]	[ 現行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第12章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則（令和2年3月26日経企第3254号） この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第12章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表5 (略)</p> <p>附 則 (令和2年3月26日経企第3254号) この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表5 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]														
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第1 接続装置使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">接 続 装 置 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">接続装置の種類等</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タセの規定によるほか、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者は、プランAに限り選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランA</td> <td>プランB以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td>当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>チ 契約者はタに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ツ～テ (略)</p> <p>ト 二ナに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ヌ～ノ (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1～2-8 (略)</p> <p>2-9 第11種接続装置に係るもの</p>	接 続 装 置 使 用 料 の 適 用		接続装置の種類等	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タセの規定によるほか、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者は、プランAに限り選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランA</td> <td>プランB以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td>当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>チ 契約者はタに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ツ～テ (略)</p> <p>ト 二ナに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ヌ～ノ (略)</p>	区 分	内 容	プランA	プランB以外のもの	プランB	当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～12 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。) 第1 接続装置使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">接 続 装 置 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">接続装置の種類等</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 契約者はソに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ トに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ニ～ネ (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-1～2-8 (略)</p> <p>2-9 第11種接続装置に係るもの</p>	接 続 装 置 使 用 料 の 適 用		接続装置の種類等	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 契約者はソに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ トに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ニ～ネ (略)</p>
接 続 装 置 使 用 料 の 適 用															
接続装置の種類等	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タセの規定によるほか、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。この場合において、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者は、プランAに限り選択することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランA</td> <td>プランB以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プランB</td> <td>当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>チ 契約者はタに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ツ～テ (略)</p> <p>ト 二ナに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ヌ～ノ (略)</p>	区 分	内 容	プランA	プランB以外のもの	プランB	当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの								
区 分	内 容														
プランA	プランB以外のもの														
プランB	当社の固定VPNサービス利用規約に規定する多重アクセスにより通信を行うためのもの														
接 続 装 置 使 用 料 の 適 用															
接続装置の種類等	<p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 契約者はソに規定するタイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けるときは、1の第1種接続契約を指定し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>ナ トに規定する高速デジタル接続用のものには、次の種別があります。</p> <p>表 (略)</p> <p>ニ～ネ (略)</p>														

2-9-1 タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)		
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
接 続 装 置	(略)	(略)	(略)	
	イーサネット接続用のもの	プランA	(略)	(略)
			2Gb/s 用のもの	3,000,000円 (3,300,000円)
			3Gb/s 用のもの	3,500,000円 (3,850,000円)
			4Gb/s 用のもの	4,000,000円 (4,400,000円)
			5Gb/s 用のもの	4,500,000円 (4,950,000円)
			6Gb/s 用のもの	5,000,000円 (5,500,000円)
			7Gb/s 用のもの	5,500,000円 (6,050,000円)
			8Gb/s 用のもの	6,000,000円 (6,600,000円)
			9Gb/s 用のもの	6,500,000円 (7,150,000円)
			10Gb/s 用のもの	7,000,000円 (7,700,000円)
		プランB	0.5 Mb/s 用のもの	10,000円 (11,000円)
			1 Mb/s 用のもの	25,000円 (27,500円)
			2 Mb/s 用又は 3 Mb/s 用のもの	35,000円 (38,500円)
			4 Mb/s 用、5 Mb/s 用又は 6 Mb/s 用のもの	40,000円 (44,000円)
			10Mb/s 用のもの	65,000円 (71,500円)
			20Mb/s 用のもの	90,000円 (99,000円)
			30Mb/s 用のもの	115,000円 (126,500円)
			40Mb/s 用のもの	140,000円 (154,000円)
			50Mb/s 用のもの	160,000円 (176,000円)
	60Mb/s 用のもの		179,000円 (196,900円)	
70Mb/s 用のもの	202,000円 (222,200円)			
80Mb/s 用のもの	225,000円 (247,500円)			
90Mb/s 用のもの	249,000円 (273,900円)			
100Mb/s 用のもの	272,000円 (299,200円)			
(略)	(略)	(略)		

2-9-1 タイプ1に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
接 続 装 置	(略)	(略)	(略)
	イーサネット接続用のもの	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

2-9-2 タイプ2に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接 続 装 置	(略)	(略)	(略)
	イーサネット接続用のもの	プランA	(略)
	(略)		(略)

2-10~2-14 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)		(略)	(略)
接続迂回機能	(略)	(略)	(略)
	第11種接続装置に係るもの	1 契約ごとに	(1)~(3) (略) (4) タイプ4 172,000円( 189,200円) (5) タイプ5 258,000円( 283,800円) (6) タイプ6 344,000円( 378,400円) (7) タイプ7 430,000円( 473,000円) (8) タイプ8 860,000円( 946,000円) (9) タイプ9 1,720,000円( 1,892,000円)
(略)		(略)	(略)

第3~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
-----	---------

2-9-2 タイプ2に係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接 続 装 置	(略)	(略)	(略)
	イーサネット接続用のもの	(略)	(略)
	(略)		(略)

2-10~2-14 (略)

第2 付加機能使用料

1 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)		(略)	(略)
接続迂回機能	(略)	(略)	(略)
	第11種接続装置に係るもの	1 契約ごとに	(1)~(3) (略)
(略)		(略)	(略)

第3~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
-----	---------

1～5 (略)		1～5 (略)	
6 接続先識別機能 (5GデータVPN接続サービス/FOMAバケットVPN接続サービス/XiデータVPN接続サービス) (1)～(2) (略)	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置 (イーサネット接続用のもの (接続装置使用料の料金種別がプランBであるものに限ります。)) を除きます。) に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5) (略)	6 接続先識別機能 (5GデータVPN接続サービス/FOMAバケットVPN接続サービス/XiデータVPN接続サービス) (1)～(2) (略)	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。 (2)～(5) (略)
7～13 (略)	(略)	7～13 (略)	(略)
14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。	(1) 第1種接続装置、第9種接続装置及び第11種接続装置 (接続装置の区分がイーサネット接続用のもの (接続装置使用料の料金種別がプランBであるものに限ります。)) 及びIP網接続用のものを除きます。) に係るビジネスmoperaサービス (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2) 第1種接続装置及び第11種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただけます。 ①～③ (略) タイプ1 (基本インタフェース用のもの) ② タイプ2 (1次群速度インタフェース用のもの) ③ タイプ3 (その他のインタフェース用 (接続装置の区分がIP網接続用及びイーサネット接続用のものを除きます。)) のもの又はイーサネット接続用 (1Mb/s用から100Mb/s用まで) のもの ④ タイプ4 (イーサネット接続用 (200Mb/s用) のもの) ⑤ タイプ5 (イーサネット接続用 (300Mb/s用) のもの) ⑥ タイプ6 (イーサネット接続用 (400Mb/s用) のもの) ⑦ タイプ7 (イーサネット接続用 (500Mb/s用) のもの) ⑧ タイプ8 (イーサネット接続用 (600Mb/s用から1Gb/s用まで) のもの) ⑨ タイプ9 (イーサネット接続用 (2Gb/s用から10Gb/s用まで) のもの) (3)～(4) (略) (注1)～(注3) (略)	14 接続迂回機能 (スタンバイオプション) 専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線 (以下この欄において「予備回線」といいます。) を接続するための機能をいいます。	(1) 第1種接続装置、第9種接続装置及び第11種接続装置 (接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。) に係るビジネスmoperaサービス (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。 (2) 第1種接続装置及び第11種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただけます。 ① タイプ1 (基本インタフェース用のもの) ② タイプ2 (1次群速度インタフェース用のもの) ③ タイプ3 (その他のインタフェース用 (接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。)) のもの (3)～(4) (略) (注1)～(注3) (略)
15～22 (略)	(略)	15～22 (略)	(略)
23 アシスト情報送信機能 当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報 (指定対象Xi等の契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。) を送信又は受信する機能をいいます。	(1) アシスト情報送信機能には、タイプA (指定対象Xi等が、第11種接続装置 (接続装置の区分がイーサネット接続用のもの (接続装置使用料の料金種別がプランAであるものに限ります。)) に限ります。) に係る接続点との間の通信を行う間、アシスト情報の送信を行うもの) とタイプB (指定対象Xi等と当社が定める接続点との間にアクセス回線を設定してアシスト情報の受信を行うもの) があり、ビジ	23 アシスト情報送信機能 当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報 (指定対象Xi等の契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。) を送信又は受信する機能をいいます。	(1) アシスト情報送信機能には、タイプA (指定対象Xi等が、第11種接続装置 (接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)) に係る接続点との間の通信を行う間、アシスト情報の送信を行うもの) とタイプB (指定対象Xi等と当社が定める接続点との間にアクセス回線を設定してアシスト情報の受信を行うもの) があり、ビジネスmopera契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し

	<p>ネスmopera契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただきます。この場合において、タイプAについては、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のもの（<u>接続装置使用料の料金種別がプランAであるものに限ります。</u>）に限ります。）に係るビジネスmoperaサービス（6欄に規定する接続先識別機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り、タイプBについては、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用又はI P接続用のものに限ります。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>		<p>出ていただきます。この場合において、タイプAについては、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。）に係るビジネスmoperaサービス（6欄に規定する接続先識別機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り、タイプBについては、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用又はI P接続用のものに限ります。）に係るビジネスmoperaサービスに限り提供します。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>
24 (略)	(略)	24 (略)	(略)
<p>別表3～別表4 (略)</p> <p>附 則 (令和2年3月26日経企第3254号) この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</p>		<p>別表3～別表4 (略)</p>	

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、分割支払金の支払いその他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年3% (令和2年3月31日までに当社との間で成立した本契約については、年6%とします。) の法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年3% (令和2年3月31日までに当社との間で成立した本契約については、年6%とします。) の法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、分割支払金の支払いその他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年6%の <u>商事</u> 法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年6%の <u>商事</u> 法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条～第19条 (略)</p>



# I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>附 則（令和2年3月26日経企第3254号） この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>第2章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則（令和2年3月日26 経企第3254号） この改正規定は令和2年4月1日から実施します。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>第2章～第15章 (略)</p>